平成30年4月1日から第54ト「コにおける

高圧ガス保安法に基づく申請等の念。

熊本県から原本市消防局に変わります

従 来

熊本県総務部市町村・ 税務局消防保安課

能本県収入証紙



平成30年4月1日から

申請等 窓 口

手数料 納付方法 熊本市消防局 予防部指導課

現金納付

予防部指導課 危険物保安班

FAX:096-363-9622



能本市消防局

TEL:096-363-7173

熊本県から熊本市へ権限移譲となる事務

熊本市長が処理する事務は、次の表に掲げる事務内容となります。 なお、熊本市以外の手続き窓口に変更はありません。

事 務 内 容

根 拠 法 令

<u>熊本県が処理することとされている事務のう</u>ち、熊本市の範囲における事務

高圧ガス保安法第79条の3

ただし、以下の事務は、引き続き熊本県が行います。

- ① 高圧ガス製造保安責任者及び販売主任者に 関する試験、免状交付、免状の返納
- ① 高圧ガス保安法施行令第18条第2項第1号
- ② コンビナート地域(コンビ則第2条第1項 第21号)又は特定製造事業所(コンビ則第 2条第1項第22号)のいずれかに係るもの
- ② 同法施行令第22条第1号
- ③ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第百四十九号。以下、「液化石油ガス法」という。)に規定する供給設備のうち、同法に規定する消費設備に接続しているもの
- ③ 同法施行令第22条第2号

- ④ 液化石油ガス法に規定する消費設備
- ④ 同法施行令第22条第3号

- ⑤ 液化石油ガス法に規定する貯蔵設備
- ⑤ 同法施行令第22条第4号
- ⑥ 液化石油ガス法に規定する充填設備のうち、 供給設備に接続しているもの又は同項に規定す る本所の所在地にあるもの
- ⑥ 同法施行令第22条第5号